

令和7年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、親子で様々な場所に出かけ、子どもの体験につながる機会を創出するため、小学生を対象にした子どもの体験活動に係る夏季休業中の交通費への助成を試行的に行う事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) モニター 平成25年4月2日から平成31年4月1日までの間に出生した者（以下「小学生」という。）であって、第3条第1項各号に規定する役割に協力する者として、市長に選任された者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人。以下同じ。）をいう。ただし、その者に名古屋市ファミリーシップ制度実施要綱第2条第1号に規定するファミリーシップの関係にある場合であって、その関係にモニターが含まれる場合は、モニターの親権を行う者のパートナー（同要綱第5条に規定する書類が交付された者に限る。）を含む。
- (3) マナカ 株式会社名古屋交通開発機構（以下「名古屋交通開発機構」という。）が発行するマナカ又は株式会社エムアイシー（以下「エムアイシー」という。）が発行するmanacaをいう。
- (4) 小児用マナカ 名古屋交通開発機構が発行する小児用マナカ又はエムアイシーが発行する小児用manacaをいう。
- (5) 割引用マナカ 名古屋交通開発機構が発行する割引用マナカをいう。
- (6) チャージ券 本事業の目的を達成するために、本要綱の規定に基づき、名古屋市長（以下「市長」という。）がモニターに交付するマナカチャージ券（マナカチャージ券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第5号。以下同じ。）に基づき発行されるマナカチャージ券をいう。）をいう。
- (7) 夏季休業 モニターが就学する小学校等における夏季の休業日をいう。

(モニター等の役割)

第3条 モニター及びその保護者は、名古屋市の求めに応じ、次に掲げる内容について協力するものとする。

- (1) チャージ券を活用し、夏季休業の期間中に親子等で体験活動に出かけること。
 - (2) チャージ券を活用して出かけた体験活動の内容等（体験活動の行き先、同行者、交通手段、区間、交通費の金額、体験活動の内容その他市長が定める内容をいう。以下同じ。）について記録し、市長に報告すること。
 - (3) 市長が実施する子どもの体験活動に関するアンケート調査に回答すること。
 - (4) 前3号に掲げる内容のほか、市長が必要と認めること。
- 2 モニターの保護者は、本要綱の内容を十分に理解し、モニターが前項に規定する役

割を果たすことができるよう、助言その他必要な援助を行うものとする。

- 3 市長は、モニター又はその保護者が前2項に規定する内容に協力しないと認めるときは、当該モニターの選任を取り消すことができる。

(モニターの人数)

第4条 モニターの人数は、予算の範囲内で、市長が別に定める。

(モニターの資格)

第5条 モニターになることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 応募申込の日において、住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項に規定する住民票の住所をいう。以下同じ。）が名古屋市内であり、応募申込の日から夏季休業の期間が終了するまでの間に、名古屋市外へ住所を移す予定がないこと。
- (2) モニター本人のマナカ（モニターが記名人の小児用マナカ又は割引用マナカをいう。以下同じ。）を所持しており、当該マナカが失効する見込みがないこと。
- (3) 夏季休業の期間中に、日本国内において、親子等で体験活動に出かけることができる見込みであること。
- (4) モニターが第3条第1項各号に規定する役割に協力することについて、保護者が同意していること。
- (5) 第15条各項に規定するモニターの任期の間において、乗車履歴（モニター本人のマナカの乗車履歴をいう。以下同じ。）が名古屋市によって取得され、第22条各号に定める目的でこれが活用されることについて、保護者が同意していること。
- (6) モニター及びその保護者の双方が、暴力団員（名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではない者又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(モニターの応募申込)

第6条 モニター応募者（モニターへの応募を希望する小学生をいう。以下同じ。）の保護者は、市長が別に定める期間に、市長が別に定める方法により、次に掲げる書類を添えて、市長に対し応募申込をするものとする。

- (1) モニター応募者が記名人の小児用マナカの写し又は割引用マナカの写し
 - (2) モニター応募者の氏名、出生の年月日及び住所が記載された書類であって、官公署から発行された書類その他これに類する書類の写し
- 2 応募申込は、モニター応募者1人1回限り、これを行うことができる。
 - 3 市長は、1人のモニター応募者につき複数回の応募申込を行っているとき認められるときは、不備の修正と認められる場合を除き、当該モニター応募者に係る全ての応募申込を無効とすることができる。
 - 4 市長は、モニター応募者の保護者による応募の内容と、第1項各号に掲げる書類の記載内容が一致しないときは、当該モニター応募者に係る応募申込を無効とすること

ができる。

- 5 市長は、必要があると認めるときは、モニター応募者の保護者に対し、必要な資料の提出を求めるなどの調査を行うことができる。この場合において、モニター応募者の保護者から、市長が指定する期限までに調査への協力が得られないときは、当該モニター応募者に係る応募申込を無効とすることができる。

(モニターの選任)

第7条 市長は、申込内容及び添付書類により、第5条各号に規定する資格（以下「応募資格」という。）を満たしているかを審査し、応募資格を満たしていると認められる者からモニターを選任する。

- 2 前項の規定による審査において、市長は、必要があると認めるときは、名古屋市が保有する公簿等により、モニター応募者の住所確認その他の調査を行うことができる。
- 3 市長は、モニター応募者の人数が第4条に規定する人数を超える場合は、応募資格を満たしていると認められる者から、抽選によりモニターを選任するものとする。
- 4 市長は、次条に規定する選任結果の通知又は第9条第3項の規定により送付したチャージ券がモニターに到達しない場合は、当該モニターの応募申込を無効とし、又は当該モニターの選任を取り消すことができる。

(選任結果の通知)

第8条 市長は、市長が別に定める方法により、モニターの選任結果を通知するものとする。

(チャージ券の交付)

第9条 市長は、モニターに対しチャージ券を交付する。

- 2 前項に規定するチャージ券の金額（以下「チャージ券交付額」という。）は、予算の範囲内で、市長が別に定める。
- 3 市長は、モニターに対してチャージ券を交付するときは、簡易書留郵便等（簡易書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるものをいう。）により、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。）として、これを送付するものとする。
- 4 チャージ券は、名古屋市の責めに帰する事由によりモニターに交付されなかった場合を除き、いかなる場合においてもこれを再交付しない。
- 5 モニターに交付されたチャージ券は、これを名古屋市に返還することができない。ただし、第18条第2項に定める場合を除く。

(チャージ券のチャージ)

第10条 モニターは、前条第1項の規定により交付されたチャージ券が交付された後、遅滞なく、マナカチャージ券取扱規程第3条第2項に規定するチャージ取扱場所において、同規程第4条に定めるところにより、チャージ券の金銭的価値をモニター

本人のマナカにチャージしなければならない。

- 2 モニターは、チャージ券をチャージした後速やかに、名古屋市交通局（以下「交通局」という。）の各駅に設置された自動券売機その他所定の機器（以下「自動券売機等」という。）により、チャージした事実が表示された残高履歴（モニター本人のマナカに係る残高履歴をいう。以下同じ。）を印字し、これを保管しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定によるチャージを行ったことを、前項の規定により印字された残高履歴の写しを提出させることにより確認するものとする。
- 4 第1項の規定に関わらず、駅務機器等の故障又は停電その他の理由により、市長がチャージ券によるチャージが不能であると認めるときは、モニターは、現金その他の方法により、金銭的価値をモニター本人のマナカにチャージすることができる。この場合において、モニター本人のマナカにチャージされた額に相当する金額について、第1項に規定するチャージがあったものとみなす。

（チャージした金銭的価値の用途）

第11条 モニターは、マナカ交通事業者等（マナカを乗車券等（乗車券等の交通乗車証票をいう。以下同じ。）として利用できる交通事業者をいう。以下同じ。）の交通機関を利用した体験活動の交通費（モニターを含む親子等で様々な場所に出かけ、子どもの体験活動をするための交通費をいう。以下同じ。）として、SF（前条第1項の規定によりモニター本人のマナカにチャージした金銭的価値をいう。以下同じ。）を使用しなければならない。

- 2 小児用マナカを利用するモニターは、やむを得ない事由がある場合を除き、自動改札機又は料金箱によるマナカの検査を受けたときに残高が差し引かれる方式により、SFを利用しなければならない。
- 3 モニターは、SFを1日乗車券等（24時間乗車券、共通一日乗車券、バス一日乗車券その他のマナカ交通事業者等が発売する特別の料金の乗車券等をいう。以下同じ。）に引き換えてはならない。
- 4 モニターは、夏季休業の期間中に、前3項の規定による体験活動の交通費の金額の合計（以下「体験活動の交通費の計」という。）が、チャージ券交付額に達しなかった場合は、体験活動の交通費の計がチャージ券交付額に達するまで、SFを引き続き体験活動の交通費として使用しなければならない。
- 5 モニターは、体験活動の交通費の計がチャージ券交付額に達するまで、チャージ済みマナカ（前条第1項の規定によりチャージ券の金銭的価値をチャージしたモニター本人のマナカをいう。以下同じ。）を払い戻してはならない。
- 6 前条及び前各項の規定は、モニターの保護者が第18条第1項に定める返還金を支払った後は、これを適用しない。

（アンケート調査等の実施）

第12条 モニター及びその保護者は、市長が別に定めるところにより、チャージ券を活用して出かけた体験活動の内容等を、市長に報告するものとする。

- 2 モニターは、前項の規定による報告を行うにあたっては、自動券売機等により、S Fを体験活動の交通費として使用した事実が表示された残高履歴を印字し、これを提出するものとする。
- 3 市長は、モニター及びその保護者に対し、子どもの体験活動に関するアンケート調査を実施するものとし、モニター及びその保護者は、これに協力するものとする。

(モニターの辞退)

第13条 モニターの保護者は、モニターが疾病その他の事由により、モニターの役割への協力ができなくなったときは、市長に申し出て、モニターを辞退することができる。

(ICカード番号の変更の届出)

第14条 モニターの保護者は、モニターが、マナカの紛失その他の事由により、モニター本人のマナカを再発行したときは、再発行されたマナカのICカード番号（モニター本人のマナカ裏面に記載された、TPから始まる番号をいう。）を、市長に届け出なければならない。

(モニターの任期)

第15条 モニターの任期は、選任された日から、次に掲げる日のいずれか遅い日までの期間とする。

(1) 次に掲げる日のいずれか早い日

ア 体験活動の交通費の計が、チャージ券交付額に達した日

イ モニターの保護者が、第18条第1項に定める返還金を支払った日

(2) 第12条各項の規定による市長への報告及びアンケート調査への回答が完了した日

2 前項の規定に関わらず、第13条の規定によりモニターを辞退した者の任期は、選任された日から、辞退の申出をした日までとする。

3 前2項の規定に関わらず、第3条第3項、第7条第4項又は第17条第3項の規定によりモニターの選任が取り消された者の任期は、選任された日から、市長が選任の取り消しをした日までとする。

(モニター選任の取消通知)

第16条 市長は、第3条第3項、第7条第4項又は次条第3項の規定により、モニターの選任を取り消したときは、名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業モニター選任取消通知書（第1号様式）により、モニターの保護者宛てに、その旨を通知するものとする。

(不正行為等)

第17条 モニター応募者及びその保護者は、申請内容を偽った申込、偽造した添付書類による申込その他不正な応募申込を行ってはならない。

- 2 モニター（モニター辞退者を除く。以下この条において同じ。）及びその保護者は、次に掲げる不正行為を行ってはならない。
- (1) チャージ券を交換若しくは転売その他の現金化をし、又はこれをモニター以外の者に譲渡すること。
 - (2) チャージ券をモニター本人のマナカ以外にチャージし、又はモニター以外の者をしてこれにチャージさせること。
 - (3) モニター以外にS Fを使用させること。
 - (4) 体験活動の交通費の計がチャージ券交付額に達する前に、チャージ済みマナカを払い戻すこと。
 - (5) 名古屋交通開発機構又はエムアイシーが定める取扱規則において規定された、マナカ又はmanacaが無効として回収される行為を行うこと。
 - (6) 内容を偽った報告、偽造した添付書類による報告その他事実と異なる内容の報告を行うこと。
 - (7) 前各号に掲げる内容のほか、本要綱に反する行為を行うこと。
- 3 市長は、モニター又はその保護者により、第1項又は第2項に規定する行為が行われたと認めるときは、当該モニターに係る応募申込を無効とし、又は当該モニターの選任を取り消すことができる。

（チャージ券の金銭的価値相当額の返還）

第18条 市長は、モニターが次に掲げる事由に該当したときは、それぞれ当該各号に定める金額を上限に、当該モニターの保護者に対して返還金の支払いを求めることができる。

- (1) 第13条の規定により、モニターを辞退したとき チャージ券交付額
 - (2) 市長が別に定める日までに、モニターの体験活動の交通費の計がチャージ券交付額に達しなかったとき チャージ券交付額から当該体験活動の交通費の計を控除した額
- 2 市長は、必要があると認めるときは、モニターの保護者に対し、前項の規定による返還金の支払いに代えて、交付したチャージ券の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において、モニターの保護者がチャージ券を市長に返還したときは、返還されたチャージ券の金額に相当する額について、前項に規定する返還金の支払いがあったものとみなす。

（違約金）

第19条 市長は、モニター及びその保護者が、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、当該モニターの保護者に対し、チャージ券交付額の全部又は一部に相当する金額の違約金の支払いを求めることができる。この違約金は、民法（明治29年法律第89号）第420条第1項の規定による損害賠償額の予定ではない。

- (1) モニターが、チャージ券をモニター本人のマナカにチャージしないとき。
- (2) モニターが、チャージ券をモニター本人のマナカにチャージした事実が表示された残高履歴を市長に提出しないとき。

- (3) モニター又はその保護者が、故意により第 17 条第 2 項に規定する不正行為を行ったとき。
- (4) モニターの選任が取り消されたとき（第 7 条第 4 項の規定による取り消しを除く）。
- (5) 前各号に掲げる内容のほか、本要綱に反する行為を行ったとき。

（返還金及び違約金の通知）

第 20 条 市長は、前 2 条の規定に基づき、返還金又は違約金の金額を決定したときは、名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業返還金等決定通知書（第 2 号様式）により、モニターの保護者宛てに、その旨を通知するものとする。

（調査）

第 21 条 市長は、必要があると認められる場合は、モニター応募者、モニター、保護者その他本事業の関係者に対して調査を行い、又は報告若しくは書類の提出を求めることができる。

（取得した乗車履歴等の使用目的）

第 22 条 市長は、第 12 条第 1 項の規定に基づき報告された体験活動の内容等、同条第 2 項の規定に基づきモニター本人から提出された残高履歴及び交通局から取得した乗車履歴を、次に掲げる目的で使用することができる。

- (1) モニター本人のマナカの使用状況が、第 11 条各項に規定する使途に沿ったものであることの確認
- (2) 第 12 条第 1 項の規定によるモニターからの報告内容と実際の乗車状況との整合性の確認
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、S F が本要綱の目的に沿って使用されていることの確認
- (4) 次条に定める名古屋市における子どもの体験活動に係る交通費への助成に関する施策に係る検討を行うために、市長が必要と認める分析

（アンケート調査結果等の活用）

第 23 条 市長は、第 12 条各項に規定するアンケート調査等の結果、乗車履歴その他データを分析し、名古屋市における子どもの体験活動に係る交通費への助成に関する施策について検討を行うものとする。

（雑則）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2 この要綱の失効前に選任されたモニター及びその保護者に対する第3条及び第9条から第22条の規定は、前項の規定に関わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第1号様式

名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業
モニター選任取消通知書

年 月 日

様

名古屋市長

次のとおり、モニターの選任を取り消しましたので、令和7年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業実施要綱第16条の規定により、通知します。

モニター番号		
モニター (子ども)	氏名	
	生年月日	年 月 日
取り消し日		年 月 日
取り消しの理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、

第2号様式

名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業
返還金等決定通知書

年 月 日

様

名古屋市長

次のとおり決定しましたので、令和7年度名古屋市子どもの体験活動交通費助成モデル事業実施要綱第20条の規定により、通知します。

モニター番号		
モニター (子ども)	氏名	
	生年月日	年 月 日
返還金又は違約金の別		
返還金又は違約金の金額		円
返還金又は違約金の発生事由		
返還金又は違約金の支払方法		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする、